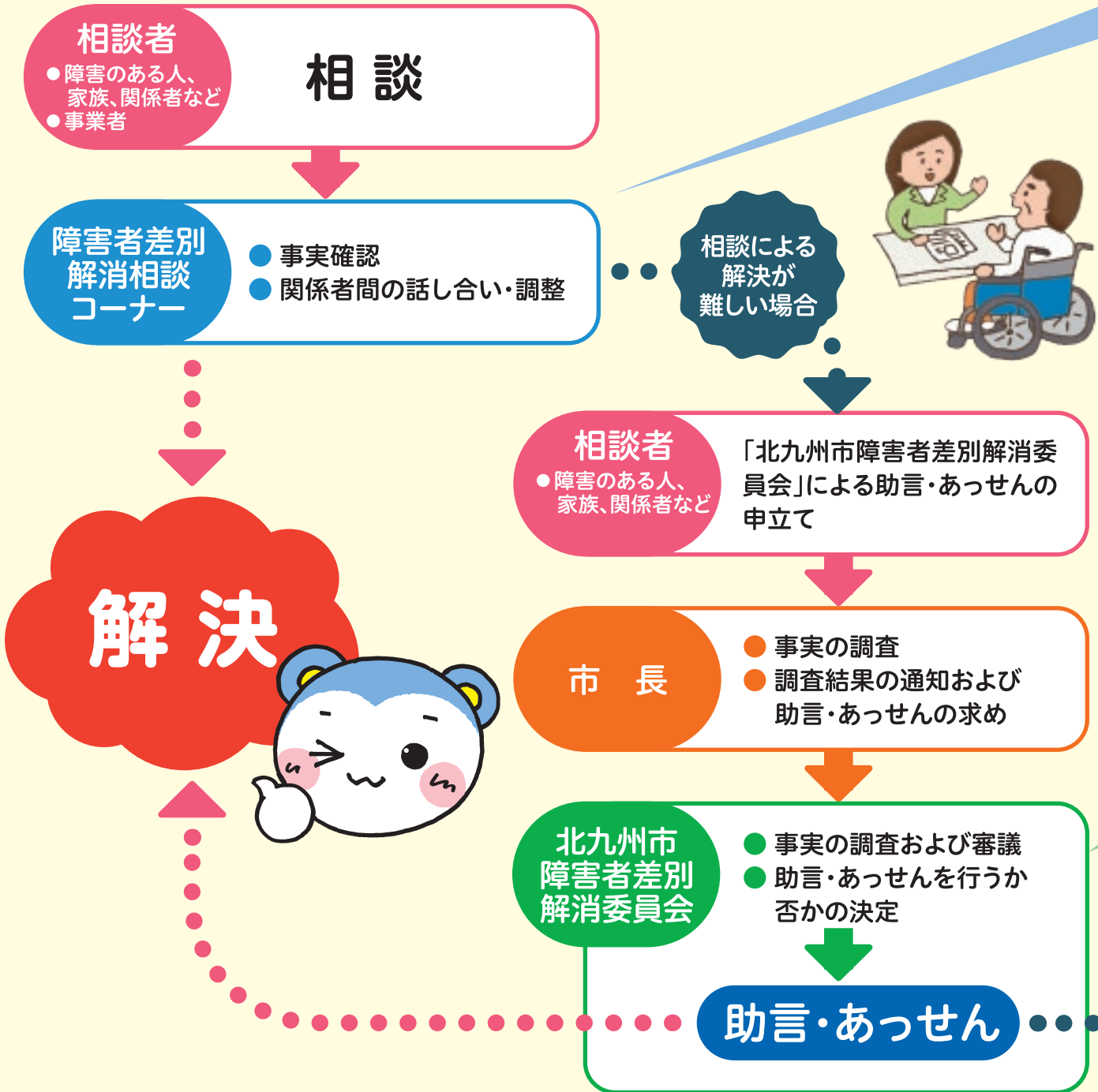


4.障害を理由とする差別に関する相談と解決

障害を理由とする差別に関する相談は、まずは、「障害者差別解消相談コーナー」で専門相談員が対応します。それでもなお解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」による助言・あっせん等を行うことで、問題の解決を図ります。



しょうがいしゃ こようそくしんぽう
 知っていますか? **「障害者雇用促進法」**

障害者雇用促進法の一部が改正(平成28年4月施行)され、雇用の分野においては次のことが定められています。

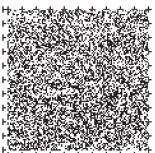
- ①障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止 ②合理的配慮の提供(法的義務)
- ③相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助

雇用の分野における差別のご相談は、福岡労働局またはお近くのハローワークへお問い合わせください。

詳しくは、厚生労働省HPをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shougaiha_h25/index.html

QRコード



しょうがいしゃ さ べつ かいしょう そう だん

障害者差別解消相談コーナー

障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

このような
ことは
ありませんか？



障害のある人、家族、関係者など

- 障害を理由にサービスの提供や入店を拒否された。
- 障害を理由に施設等の利用や入会を制限された。

事業者

- 障害のある人から配慮の申し出があったが、適切な対応方法がわからない。
- 障害のある人に対して、どのような合理的配慮が必要なのか相談したい。

電話や来所相談のほか、ファックスやメールでもご相談を受け付けています。
出前研修などについてもご相談ください。

☎ 093-582-5515

FAX 093-582-5516

✉ s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp

【相談時間】 平日 8:30 ~ 17:00 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

【場 所】 北九州市役所8階 北九州市小倉北区城内1番1号

お気軽に
ご連絡ください



きたきゅうしゅう し しょうがい しゃ さ べつ かいしょう い いん かい

北九州市障害者差別解消委員会

障害のある人やその家族、学識経験者、弁護士、事業者など7人で構成される委員会です。
専門的・中立的な立場で事案の解決に向けて話し合い、助言・あっせんを行います。

助言・
あっせんに
従わない
場合

市 長

勧告・公表

知っていますか？

しんたいしょうがいしゃほじょけんほう

「身体障害者補助犬法」



目の不自由な人の歩行をサポートする「盲導犬」、手や足の不自由な人の日常生活動作をサポートする「介助犬」、耳の不自由な人に音を知らせる「聴導犬」の3種類を補助犬といいます。平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、公共施設・交通機関、スーパー・飲食店・ホテル・病院や職場などで、補助犬の同伴を受け入れることが義務付けられました。

詳しくは、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a01.html>

QRコード

